

飯坂町財産区公衆浴場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 50 号

飯坂町財産区公衆浴場条例施行規則の一部を改正する規則

飯坂町財産区公衆浴場条例施行規則（令和 6 年規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	使用時間	
天王寺穴原湯及び大門の湯	月曜日、水曜日及び金曜日	午前 6 時から午後 1 時まで
	火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日	午後 1 時から午後 9 時まで
十綱湯	月曜日、水曜日及び土曜日	午後 2 時から午後 9 時まで
	火曜日、木曜日及び日曜日	午前 6 時から午後 1 時まで
八幡の湯	月曜日、水曜日及び金曜日	午後 1 時から午後 9 時まで
	木曜日、土曜日及び日曜日	午前 6 時から午後 1 時まで
備考 公衆浴場の休館日は、使用時間の欄の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 天王寺穴原湯 水曜日 (2) 大門の湯 木曜日 (3) 十綱湯 金曜日 (4) 八幡の湯 火曜日		

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。